

旧山繁商店保存活用計画

【計画の概要について】

1 旧山繁商店保存活用計画策定の目的と方法

本計画は、国登録有形文化財である旧山繁商店建造物群を文化財建造物として健全な状態にし、周辺環境を整え、災害に備えつつ有効に活用することを目的としています。

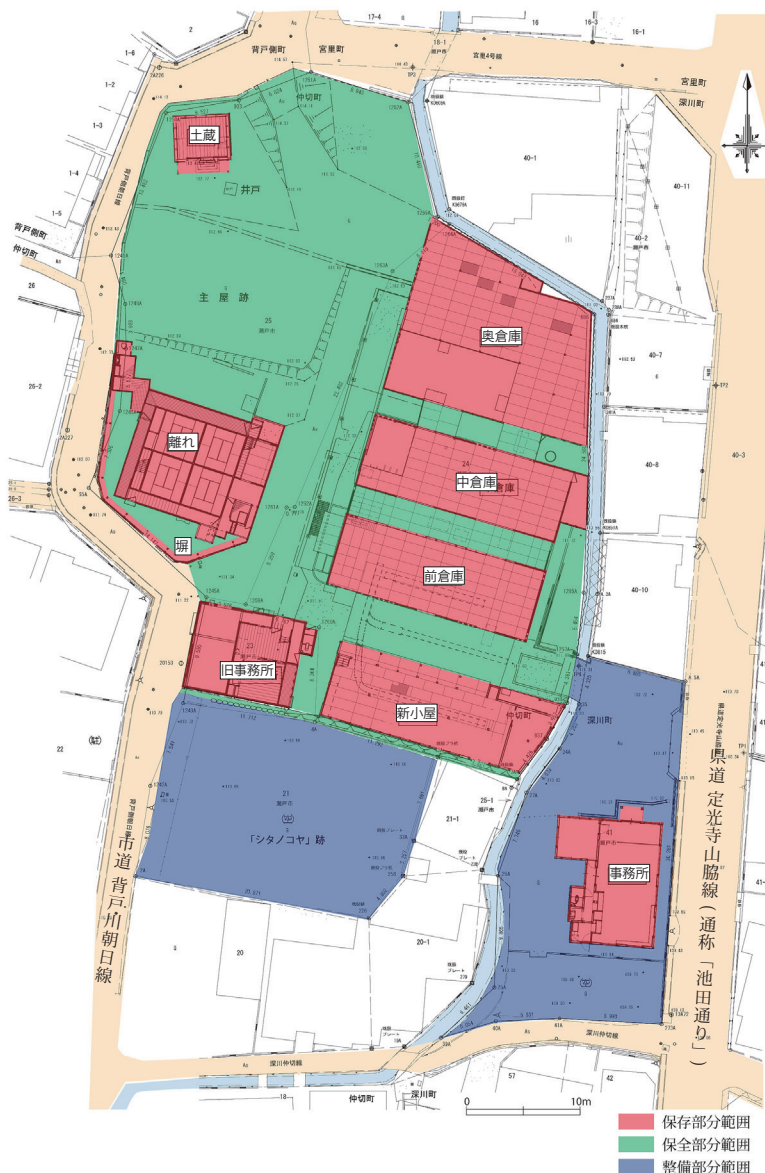


旧山繁商店のある北新谷地区は、中心市街地の中でも歴史的景観や建造物が残っている地域です。旧山繁商店およびその周辺の景観や建造物等のあり方や、中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に関する課題をふまえて検討するため、文化財建造物等の専門家や自治会代表による6名の策定委員会を組織し、6回の委員会での検討を重ねました。検討にあたっては、文化庁等の庁外オブザーバーや庁内オブザーバーの意見や、市民ワークショップや意見交換会の内容をふまえています。

2 国登録有形文化財「旧山繁商店」

旧山繁商店は近代の瀬戸を代表する陶磁器卸問屋でした。かつて主人が住んでいた主屋は失われてしまったものの、皇族などの来賓を迎えた「離れ」(明治22(1890)年建造)をはじめ、9棟の建物が残されており、明治～昭和期の瀬戸を物語る陶磁器卸問屋建物群として平成27年度に国登録有形文化財となりました。離れのほかに残っている建物として「土蔵」や、明治・大正期の西側の表玄関に構えられた「旧事務所」、土蔵造の倉庫である「新小屋」、昭和期に表玄関を東側に移して新たに築かれた平屋建ての「事務所」、戦中・戦後に増設された3棟の倉庫「前・中・奥倉庫」などがあります。

瀬戸市は、瀬戸の歴史と文化を体現できる市民の交流拠点としての機能を担うことができる施設として平成26年度に旧山繁商店の建造物9棟とその用地の公有化を行い、平成27年度に国の有形文化財(建造物)として登録され、平成28年度よりその保存活用計画の検討を行い、平成29年度に計画を策定しました。



旧山繁商店保存活用計画基本方針図

3 旧山繁商店保存活用計画の構成

「旧山繁商店保存活用計画」の構成は以下の図に示すとおりです。

なお、巻末資料として、建造物実測図、保護方針図、保存管理計画表・写真の図表を添付し、市民参加で実施した「保存活用計画策定ワークショップ(平成29年3月)」「旧山繁商店文化財調査報告・意見交換会(平成30年1月)」の市民意見等を掲載しています。

本計画においては、国登録文化財である9棟の建造物についての保存を行う部分と活用整備を重視する部分等の仕分けを行う保護の方針を各部分・部位について詳細に示す(第2章)とともに、将来的に詳細な公開活用のための基本方針を示しています(第5章)。

これらの方針を示した本計画は、平成30年度以降に、保存活用を行っていく上での基本設計、詳細設計、保存修理・公開活用施設施工を行うための、具体的な活用案等について検討を進めていく上での土台となるものです。

